

令和元年第9回弘前市教育委員会会議録

日時 令和元年10月25日(金)

午後3時

場所 岩木庁舎2階 会議室3

◇議事日程

1 定足数確認

2 開会宣告

3 会議録署名者の指名

4 会期の決定

5 議案の審議

議案第13号 弘前市小規模特認校への就学に関する規則案

議案第14号 弘前市指定文化財の指定について

6 臨時代理の報告

報告第4号 臨時代理の報告について

(令和元年度教育費補正予算案に対する意見申出について)

7 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

1番 吉田 健 委員、2番 澤田 美彦 委員、3番 日景 弥生 委員、

4番 村谷 要 委員、5番 高木 恵美子 委員

◇欠席委員

なし

◇説明のため出席した者の職氏名

理事兼学校教育推進監 奈良岡 淳、教育総務課長 中村 工、

学校整備課長補佐 相馬 隆範、学校整備課施設係長 大淵 寛、

学務健康課長 菅野 洋、学校指導課長 横山 晴彦、

教育センター所長 三上 文章、生涯学習課長 柳田 尚美、

博物館長兼高岡の森弘前藩歴史館長 成田 正彦、文化財課長 小山内 一仁、

文化財課文化財保護係長 小石川 透

◇出席事務局職員

教育総務課長補佐 高谷 一豊、教育総務課総務係長 鳴海 貴幸

午後3時 開会

○教育長（吉田 健） これより、令和元年第9回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただいまの出席者数は5名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

会議録署名者に2番 澤田 美彦 委員と4番 村谷 要 委員を指名いたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

本日の案件は、報告が1件と議案が2件となっておりますが、報告第4号は、令和元年度補正予算の成立過程における案件であることから、本報告の審議については、弘前市教育委員会会議規則第12条第1項ただし書きの規定に基づき、これを公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、報告第4号は非公開で審議することといたします。

・議案第13号

○教育長（吉田 健） 議案第13号 弘前市小規模特認校への就学に関する規則案について、事務局から説明をお願いします。

○学校整備課課長補佐（相馬隆範） 議案第13号 弘前市小規模特認校への就学に関する規則についてご説明します。提案理由は、現在常盤野小中学校に導入している小規模特認校制度について、これまで弘前市小規模特認校実施要項を定めて実施してまいりましたが、学区外からの就学についての規定が学校教育法法令と紐付いていないこと、小規模特認校への転入学が行政処分と解され、これを要綱で規定することが望ましくないこと等の理由から、この度関係規定を整理し弘前市小規模特認校への就学に関する規則として制定しようとするものであります。続いて規則の内容についてご説明いたします。

（規則案により説明）

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

○教育長（吉田 健） 特認校制度というのは昨年度から始まっていますが、今までは要綱という形で規定してあったのですが、大きくは去年までと変わっていません。去年までを踏襲するという形にはなっているわけですが、例えば第10条に就学に関して必要な事項は別に定める、規則だけではすべてを説明できませんのでそういった規定にするなど、また、必ず学校を通じて書類を出す、そのような部分をしっかりと明記したというものです。

○5番（高木恵美子委員） この第10条の別に定めるというのは、どのような場合が想定されるのでしょうか。

- 学校整備課課長補佐（相馬隆範） 具体的な支障が発生した時にその都度対応を検討するという事になります。
- 2番（澤田美彦委員） 直接は関係ないのですが、第3条で入学させる児童生徒について、教育委員会が決定するとあります。これについて、常盤野小学校中学校が存続するために、元々の地元の小・中学生がいる必要があるのかという点と、あと数年先についてどれくらいの小学生が地元から入る予測なのか、そういうのが分かっていたら教えていただきたいと思います。
- 学校整備課課長補佐（相馬隆範） 常盤野小中学校の学区ですが、次年度では小学生がまだ1名、中学生は3名指定校として通学する予定ではあります。
- 2番（澤田美彦委員） 極端な話になりますが、地元の小学入学者がゼロ、ゼロと続いた場合にはどのようなようになるのでしょうか。
- 学校整備課課長補佐（相馬隆範） 将来的な人数については、今資料を持ち合わせておりませんので、具体的な人数はお示しできないのですが、向こう5年10年の間では新しく入学する小学生はいる予定です。
- 教育長（吉田 健） 多くが小学校に入ればずっと中学校まで行くと仮定していくと、しばらくは大丈夫ということでしょうか。
- 教育長（吉田 健） ほかにご質問等ございませんか。
（「なし」の声あり）
- 教育長（吉田 健） 議案第13号を可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第13号は可決されました。

・議案第14号

- 教育長（吉田 健） 議案第14号 弘前市指定文化財の指定について、事務局から説明をお願いします。
- 文化財課長（小山内一仁） 議案第14号 弘前市指定文化財の指定についてご説明します。弘前市指定文化財の指定、種別は無形文化財、名称は當田流劍術一件、所有者等の氏名住所は記載されている通り、當田流劍術保存会となります。提案理由は、弘前市文化財保護条例第10条第1項の規定に基づきまして同項2号に規定する弘前市指定文化財に指定しようとするものでございます。本件につきましては、弘前市文化財保護条例第5条に基づきまして指定の可否について、弘前市文化財審議委員の会議に諮問してございます。9月26日の会議で諮問したところ、同日付で文化財審議委員長より答申がございました。答申の内容といたしましては、當田流劍術について弘前市文化財の指定に値すると認められたものでございます。當田流劍術について概要をご説明いたします。
（配布資料により説明）

- 教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。
- 3番（日景弥生委員） 保存会のメンバーは何人いらっしゃるのですか。
- 文化財課長（小山内一仁） 今は4名しかおりません。
- 文化財課文化財保護係長（小石川 透） 現在80代の方を筆頭に60代、30代と20代の4名でございます。
- 3番（日景弥生委員） この指定文化財になったときに、将来的にもちゃんと続いていくかというのが気になる場所ですので、その辺りについていかがでしょうか。
- 文化財課文化財保護係長（小石川 透） 指定によりだいぶ稽古に加わる方が増えたと聞いておりますので、この指定を契機にそういった後継者が広がるということを期待しているところです。
- 2番（澤田美彦委員） 一週間に一回練習をしているという事ですが、その他例えば文化祭とかそういうので活動に参加しているというものはあるのでしょうか。
- 文化財課長（小山内一仁） 毎年青森県武道館で、12月ぐらいに青森県武道演武大会というのが開催されており、そちらに参加していると聞いています。また学校や地域のイベントであったり、そういうところから声がかかれば都合がつく限り積極的に出ていくということだと思います。逆にそのような場が増えれば増えるだけ、外向けに発信する機会も増えますので、団体を保持していくという意味でいいことかと思っております。
- 教育長（吉田 健） ほかにご質問等ございませんか。
（「なし」の声あり）
- 教育長（吉田 健） 議案第14号を可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第14号は可決されました。

・報告第4号

- 教育長（吉田 健） それでは、報告第4号の審議に入りますが、先ほど決定いたしましたとおり、審議は非公開といたしますので、弘前市教育委員会会議 傍聴規則第6条の規定により傍聴者の退席をお願いいたします。
（傍聴者退席）
- 教育長（吉田 健） それでは審議に入ります。報告第4号 臨時代理の報告、令和元年度教育費補正予算案に対する意見の申出について事務局から説明をお願いします。
（非公開で審議 - 原案どおり承認）
- 教育長（吉田 健） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和元年第9回弘前市教育委員会を閉会いたします。

午後3時54分 閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育総務課総務係長 鳴海 貴幸

弘前市教育委員会

教育長 吉 田 健

署名者 澤 田 美 彦

署名者 村 谷 要